令和８年 11 月 25 日
教育課程企画特別部会
参 考 資 料 ２ － ７

令和８年 10 月 23 日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査　貞広　斎子　様

公益財団法人日本学校体育研究連合会
会長　友添　秀則

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」に対する意見提出

○ 全体を通して

令和８年 10 月５日に公表された「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」について、本会はその内容に賛同する。

本まとめにおいては、変化の激しい時代を生きる児童生徒の姿を丁寧に想定し、誰一人取り残すことなく、児童生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育課程の実現を目指す方向性が示されており、本会が目指す教育の在り方と軌を一にすると考える。

○ 体育・保健体育について

近年、児童生徒の身体活動量の減少や運動習慣の二極化が指摘されている。デジタル技術の急速な発展や生活様式の変化等を背景として、日常的に身体を動かす機会は減少傾向にあり、将来にわたり心身の健康を保持増進していく基盤が懸念される状況にある。また、人と人とが身体を動かしながら関わる機会の減少は、他者と協働したり挑戦したりする経験など、成長過程において重要な意味を持つ様々な経験にも影響を及ぼす可能性があることを認識する必要がある。

そうした状況にあって、体育・保健体育に関しては、全ての児童生徒が自らの身体を通して運動やスポーツを学ぶ中で、人と共に楽しさや喜びを味わうことに触れることや自己理解を深めること、自身の状況等に応じた運動やスポーツの価値を見出すことが豊かなスポーツライフの実現にもつながること、こうした体育・保健体育の学びが、自らの身体を使いこなしながら主体的に人生を切り拓く力や、他者と協働しながら社会を形成していく力など、人間ならではの力を育む上で大きな意味を持つことが確認されたことは重要である。

本「審議のまとめ」においては、こうした認識に立ったうえで、次期学習指導要領において、全ての児童生徒の発達の段階等を踏まえつつ、「好き」や「楽しい」を丁寧に育み、内発的動機付けに基づいて誰もが安心して運動やスポーツに取り組む中で、その良さや喜び

を豊かに味わうことのできる機会を一層確保すること、そして、そうした活動を通して、児童生徒が自らの生涯において心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現することのできる資質・能力を育成する方向性が示されている。

体育授業において、実際に身体を動かし、他者と関わりながら学ぶ経験は、認知的能力のみならず、身体面や社会面、情意面に関わる資質・能力の育成にも力を発揮する。また、運動やスポーツを通して皆で楽しめる方法を考えること等の活動は、共生社会の創り手を育成することにも大きく貢献する。こうした学びは、人間社会の発展に重要な資質・能力を育む上で極めて重要な学びと言える。

社会の様々な場面でAIを含むデジタル技術の活用が急速に進み、人間の活動やコミュニケーションの在り方そのものが変容する昨今の状況を捉えた際に、今般の「審議のまとめ」で示された体育・保健体育の改善の方向性は、未来社会を担う児童生徒が、自らの人生を切り拓いていくことやより良い社会の担い手となる上で極めて重要な要素が含まれていること、さらに、そうした重要な学びの機会を誰一人取り残すことなく全ての児童生徒に保障するといった考え方が示されていることを大きく評価したい。

また、健康等に関する課題が絶え間なく変化し多様化・複雑化していることにも留意する必要がある。

保健の学習においては、健康等に関する概念やそれに関わる原則を習得する中で、生涯にわたる健康・安全等に関わる課題について適切に意思決定や行動選択する力を育み、未知の健康課題等にも対応できる柔軟で持続的な資質・能力を身に付けられるようにすることが重要である。その際、特定の事柄や知識を網羅的に教え込むといったことではなく、児童生徒の発達の段階を十分に踏まえながら、演習的な学習活動等を通して、健康等に関する「概念」や「それに関わる原則」について多面的に理解を深められる学習活動が豊かに展開されることが必要である。

今般の「審議のまとめ」では、全体を通して、児童生徒の深い学びをいかに実現するかという視点が重視されており、保健の学習についても、こうした視点を十分に踏まえた改善の方向性が示されるとともに、運動やスポーツとの関連を図った指導の充実も言及されており、保健の学習において重要な要素が指摘されていることを評価したい。

○ 体育・保健体育における新たな学びの実現に向けて

まずは、今般の「審議のまとめ」で示された改善の方向性を次期学習指導要領に着実に反映していただきたい。

その上で、学習指導要領改訂の趣旨が形となるためには、その趣旨を踏まえて実際に学校の授業が変わることが必要であり、各学校現場における十分な理解のためには、国による丁寧な周知が欠かせない。

また、授業改善に向けては、趣旨の周知に加え、実際の授業実践につながる研修や指導参考資料の充実、授業モデルや実践事例の開発・横展開も必要であり、国における積極的な取組を期待するとともに、国の動きを踏まえた各教育委員会等における取組も期待したい。

本会としても、体育・保健体育の授業改善に資する知見等の提供、優良実践の収集・発信、モデル開発や教員向けの研修等への協力等を通じて、次期学習指導要領の理念の実現に積極的に貢献していく所存である。

なお、「審議のまとめ」で示されている「調整授業時数制度」についても、体育・保健体育における活用イメージが示されており、これまで「やりたかったけれどもなかなかできなかった」といった取組を「できる」に変えていく、現場における創造的な挑戦を応援する仕組みとなることを期待している。

今後、中央教育審議会においては答申に向けて現在の方向性で更に検討を進めるとともに、文部科学省・スポーツ庁においては、本まとめで示された方向性が具体的な授業改善に着実につながるよう、引き続きの積極的な検討・取組をお願いしたい。